

京都市教育長訓令甲第10号

事務局

学 校

幼稚園

京都市立学校幼稚園要休養職員取扱規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市教育長 在田正秀

第2条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 結核性疾患以外の傷病による休務（京都市立学校幼稚園服務規程第5条第3項第2号に規定する病気休務のことをいう。以下同じ。）の期間が、引き続き75日（勤務を要しない日を除く。）に達する場合

第2条第2項中「前項第1号ア」を「前項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第42条において準用する京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条第3項の規定により勤務を要しない日を設けられた教職員については、第1項第1号中「75日」とあるのは「4箇月」と、前項「18日」とあるのは「1箇月」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）又は京都市教職員の給与等に関する条例の適用を受けていた者であって、引き続き京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の適用を受けるもののうち、施行日前に職員の給与、勤務時間等に関する規則（昭和31年京都府人事委員会規則第6-2号）又は京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の規定により病気休暇の承認を受けていた期間の始期が施行日前であるものにおけるこの訓令による改正後の京都市立学校幼稚園要休養職員取扱規程第2条の規定の適用については、同条第1項第1号中「75日（勤務を要しない日を除く。）」とあるのは「60日（休日等を含む。）」とし、同条第2項及び第3項の規定は適用しないものとする。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)